

諮問日：令和元年12月9日（令和元年度（最情）諮問第55号）

答申日：令和2年10月27日（令和2年度（最情）答申第25号）

件名：裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せの違反事例について作成した文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せ（平成29年12月18日高等裁判所長官申合せ）の違反事例について作成した文書（直近の事例に関するもの）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和元年11月1日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所が司法行政事務を遂行するに当たって、裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せ（平成29年12月18日高等裁判所長官申合せ）（以下「本件申合せ」という。）の履践状況を調査、収集する必要はなく、本件開示申出文書は作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年12月9日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 令和2年9月18日 審議
- ④ 同年10月23日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、本件申合せは高等裁判所長官の申合せであることから、最高裁判所においてその履践状況を調査、収集する必要があるものではなく、また、本件申合せがされた以上、過去の申合せに関する履践状況からみても、各裁判官は本件申合せに沿った対応をとることが通常であることから、その履践状況について定期的に調査、収集するような必要性は生じていないことが認められる。このような本件申合せの性格等を踏まえれば、最高裁判所が司法行政事務を遂行するに当たって、本件申合せの履践状況を調査、収集する必要はなく、本件開示申出文書は作成し又は取得していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正 人

委 員 長 戸 雅 子